

議案第63号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の改正による東京都パートナーシップ宣誓制度の新設を踏まえ、職員の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給に係る要件を改める必要があるので、本案を提出いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和30年葛飾区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第13条の3第1項第2号中「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改める。

第14条の2第1項及び第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第11項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年葛飾区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年葛飾区条例第 号）の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。